

報道機関 各位

さいたま市 P T A 協議会

会長 和田 洋樹

当協議会における横領事件に関する判決について（コメント）

本日、さいたま市 P T A 協議会（以下、「当協議会」）において発生した横領事件（以下「本件」）に関し、元会長であった人物に対する 3 年の実刑判決が言い渡されました。

本件により社会を大きくお騒がせし、P T A 活動に対する信頼を深く毀損いたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。とりわけ、日頃よりさまざまな形で P T A 活動にご理解とご協力をいただいている保護者・先生方・関係する皆さまに対し、このような事態を招いたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

本日の判決については、事実と法に基づく厳正な司法判断が示されたものと受け止めています。また、本日公開した関係者の皆さまへ向けたメッセージを別添しておりますので、そちらもご一読いただけますと幸いです。

合わせて、本件について継続してのガバナンス維持と各種対応に当たった関係者の安全確保が重要と考えています。令和 6 年度総会において元会長に対する処分を決定しています。これを基に「元会長の判決を受けた当協議会の対応について」も併せて別添の通り発出いたしましたので、お知らせいたします。

私たちは、子どもたちのための P T A を支える協議会として、各学校の P T A 活動を尊重し、実務面・制度面からの後方支援をより一層強化できるよう、短期・長期の視点で協議会のビジョンとスローガンの策定に取り組んでいます。会長自ら旗揚げ役となり、理事会全体で一致団結して前向きに取り組んでいます。新たな組織の姿をすべての会員の皆さまに実感していただけるよう、今後も丁寧な対話と運営の改善を重ねてまいります。

本件に関する問い合わせ先

さいたま市 P T A 協議会 事務局 hotline@saitama-city-pta.jp

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 4 階

TEL.048-647-4401 FAX.048-647-4414（業務時間 月曜日～金曜日 10:00～16:00）